2-12　労働者を雇い入れた場合に必要な措置及び諸手続

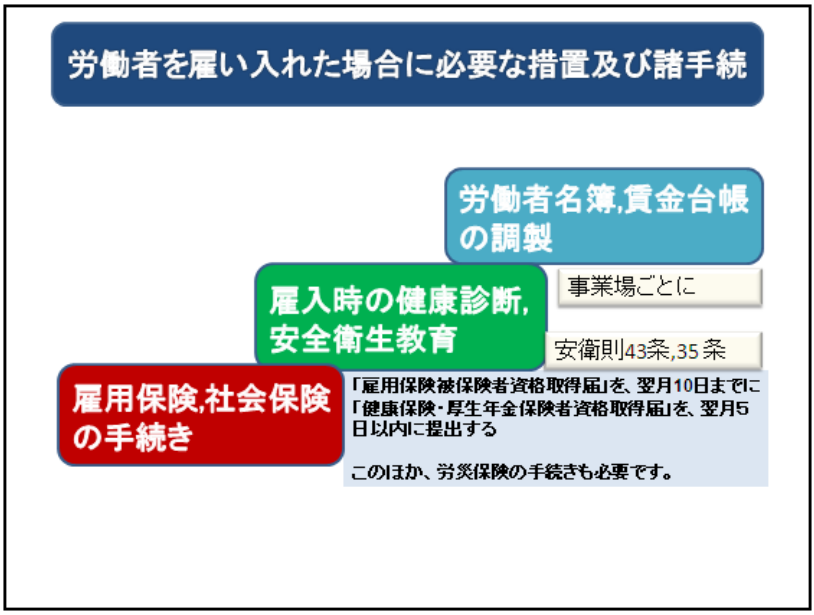

労働者を雇い入れた場合に必要な措置及び諸手続

使用者が労働者を雇い入れた場合、帳簿の備え付け、雇用・社会保険の資格取得届の手続、雇入れ時の健康診断、安全衛生教育の実施等が義務づけられている。

(1)　労働者名簿、賃金台帳の調製

事業場ごとに、労働者名簿を作成し、賃金台帳を調製しなければならない。（107, 108 条）

(2)　雇入れ時の健康診断、安全衛生教育

新規に雇い入れた労働者には、雇入れ時健康診断を実施し（安衛則 43 条）、労働者の配置に当たり、安全衛生教育を実施（安衛則 35 条）しなければならない。

(3)　雇用保険、社会保険の手続

「雇用保険被保険者資格取得届」を翌月 10 日までに提出する。

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を 5 日以内に提出する。

労災保険は、労働者の雇入れ時ごとの個別手続はなく、事業場ごとの概算保険料を年度更新（7 月 10 日期限）によって確定して行くこととなる